

令和8年（2026年）第4回ニセコ町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年4月28日（火）午後2時00分から午後2時30分まで

2 開催場所 ニセコ町役場 3階 町民ホール

3 出席委員（11人）

会長	12番	荒木	隆志		
会長職務代理者	8番	大野	智美		
委員	1番	大田	和広	2番	佐々木 淳
	3番	高橋	洋	4番	大橋 敏範
	5番	倉下	きよみ	6番	久保 正人
	7番	笹塚	成之	10番	佐藤 寛樹
	11番	山崎	常雄		

4 欠席委員（1名）

9番 長井 修

5 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報告第1号 ニセコ町農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令について
- 第 5 報告第2号 農業委員会事務局職員の任免について
- 第 6 報告第3号 農地所有適格法人の要件確認について
- 第 7 報告第4号 農業経営改善計画の認定について
- 第 8 報告第5号 新規就農認定について
- 第 9 報告第6号 令和7年度農地の権利移動等の状況について
- 第10 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第11 議案第2号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について
- 第12 議案第3号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について

6 傍聴人 なし

7 農業委員会事務局職員

事務局長 小貫 直人 主幹 阿部 信幸

8 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、１１名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和８年第４回ニセコ町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第１、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第９条の規定により議長において、１０番 佐藤 寛樹君、１番 大田 和広君を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、小貫事務局長、阿部主幹を指名いたします。

日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

総会の会期は、本日１日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日１日間と決定しました。

日程第３、諸般の報告をいたします。

令和８年第３回総会以降の会長及び代理の動静について報告いたします。その内容は別紙動静書のとおりであります。

次に、長井委員より、所用のため、本日の総会に欠席する旨の届出がありましたので、報告します。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第４、報告第１号「ニセコ町農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令について」の件

日程第５、報告第２号「農業委員会事務局職員の任免について」の件

日程第６、報告第３号「農地所有適格法人の要件確認について」の件

日程第７、報告第４号「農業経営改善計画の認定について」の件

日程第８、報告第５号「新規就農認定について」の件

日程第９、報告第６号「令和７年度農地の権利移動等の状況について」の件を議題とします。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 報告第１号の朗読と説明】

令和８年４月１日付け人事異動により農業委員会事務局に主幹が任命されま

したので、これに伴い農業委員会事務局規程の一部改正が必要となり、ニセコ町農業委員会規則第10条の規定に基づき専決処分を行いました。

改正理由などについては議案に記載のとおりとなります。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

【事務局 報告第2号の朗読と説明】

4月の人事異動により、事務局長に小貫、主幹に阿部となりましたのでよろしくをお願いします。戸澤は変わりありません。

なお主幹は農地係長を兼務しています。

以上で、報告第2号の朗読と説明を終わります。

【事務局 報告第3号の朗読と説明】

4件の報告がありました。

法人形態、売上高、構成員要件、役員の従事要件など全ての要件を満たしております。

要件確認書は、10～13ページに添付しております。

以上で、報告第3号の朗読と説明を終わります。

【事務局 報告第4号の朗読と説明】

農業経営改善計画に2件の協議があり、総会にかけ時間の余裕がなかったことから、ニセコ町農業委員会規則第8条第9号の規定に基づき専決処分を行いました。

2件ともに継続申請になります。

内容については適正であると認められるものでした。

詳細な計画内容については15～22ページに添付しております

以上で、報告第4号の説明を終わります。

【事務局 報告第5号の朗読と説明】

ニセコ町農業担い手育成に関する条例による新規就農認定を受けたものがある旨ニセコ町長より報告がありました。

新規就農計画については24～26ページに添付しております

以上で、報告第5号の説明を終わります。

【事務局 報告第6号の朗読と説明】

497.2haの移動がありましたが、面積については、重複している面積や利用権の再設定もあるため、全てが移動したわけではありませんのでご承知おきください。

以上で、報告第6号の説明を終わります。

議 長

それでは、ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします

す。

【発言なし】

続きまして、報告第2号について、発言のある方の挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第3号について、発言のある方の挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第4号について、発言のある方の挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第5号について、発言のある方の挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第6号について、発言のある方の挙手をお願いします。

【発言なし】

それでは、報告第1号から報告第6号を報告済とします。

次の議案第1号については、大橋委員に関する案件が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、議案第1号については大橋委員は議事に参加しないでください。

日程第10、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 議案第1号の朗読と説明】

今回の5条申請は北海道新幹線工事に関する件となります。

番号1、2番ですが農地区分は第1種農地になります。

転用の可否については、34ページの調査書5総合判断の転用可否の判断にあるとおり、許可方針該当事項として公益性が高いと認められる事業であり、農地法施行規則第37条第1号に該当するため、転用はやむを得ないと考えます。転用期間については恒久転用となっていますが、事業終了後農地に戻す予定となっています。

番号3番は農地区分は農用地区域内農地になります。

この土地については令和5年3月に一時転用許可を行っており、引き続き2回目の申請となります。

転用の可否については、38ページの調査書5総合判断の転用可否の判断にあるとおり、許可方針該当事項として公益性が高いと認められる事業であり、農地法施行令第11条第1号第1項に該当するため、転用はやむを得ないと考えます。転用期間については令和11年6月までの3年間の一時転用になります。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

議 長

これより、議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【「質疑」なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

次の議案第 2 号については、大野代理に関する案件が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第 3 1 条に基づき、議案第 2 号については大野代理は議事に参加しないでください。

日程第 1 1、議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 議案第 2 号の朗読と説明】

説明の前に、農業委員会等に関する法律第 3 1 条に抵触するため同様の議案を 2 回に分けて審議することとなりますのでご理解ください。

本件については、権利の設定が 8 件になります。

内容は、すべて賃貸借になります。

権利設定の内容等については、5 1 ページに、農地中間管理事業に関する法律に対する要件確認のチェックリストは 5 2 ページに、対象地の図面は 5 3 から 5 8 ページに掲載していますのでご確認ください。

以上により北海道農業公社に対し促進計画を策定するよう要請してよいお諮りいたします。

なお、議決後ですが、当農業委員会が北海道農業公社に対し促進計画を定めるよう要請を行い、要請を受けた北海道農業公社は計画を決定し、ニセコ町は道から権限委譲を受けているため、ニセコ町長に対し認可申請を行います。

以上で、議案第 2 号の朗読と説明を終わります。

議 長

これより、議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【「質疑なし」の声あり】

事務局

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第２号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

次の議案第３号については、私の親族に関する案件が含まれていますので、議事には参加せず議長を大野代理と代わります。

【議長交代→大野代理】

日程第１２、議案第３号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

【事務局 議案第３号の朗読と説明】

本件については、権利の設定が１件になります。

内容は、賃貸借になります。

権利設定の内容等については、６０ページに、農地中間管理事業に関する法律に対する要件確認のチェックリストは６１ページに、対象地の図面は６２ページに掲載していますのでご確認ください。

以上により北海道農業公社に対し促進計画を策定するよう要請してよいかお諮りいたします。

なお、議決後ですが、当農業委員会が北海道農業公社に対し促進計画を定めるよう要請を行い、要請を受けた北海道農業公社は計画を決定し、ニセコ町は道から権限委譲を受けているため、ニセコ町長に対し認可申請を行います。

以上で、議案第３号の朗読と説明を終わります。

議長

これより、議案第３号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【「質疑なし」の声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第３号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

【議長交代→荒木会長】

以上で、議案の審議は全部終了しました。

これをもって、令和8年4月28日、第4回ニセコ町農業委員会総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年4月28日

議 長 荒 木 隆 志

署名委員 議席10番 佐 藤 寛 樹

署名委員 議席 1 番 大 田 和 広